

## 2019年度規則改定について

## 第1章 競技規則

## P.10 第45条 伴奏音楽 3 (変更)

「旧」 伴奏音楽は楽器（シンセサイザーを含む）で演奏されたもの、または人の声（歌詞が意味を持たないもののみ）に限る。

「新」 伴奏音楽は楽器（シンセサイザーを含む）で演奏されたもの、または人の声に限る。歌詞のある伴奏音楽を使用する場合、使用者はその歌詞に不適切と感ぜられる内容が含まれていないかを確認し、適切なもののみ使用することができる。ここでいう不適切なものとは暴力的、差別的、卑猥な内容が含まれるもの、過度に受けを狙った歌詞など新体操の品位を損なう恐れのあるものとする。

## 第2章 採点規則

## 3 一般的な採点規則

## P.17 第22条 伴奏音楽 3 (変更)

「旧」 言葉に意味のある歌詞が含まれていた場合

構成主任審判より減点：0.20点

「新」 不適切な伴奏音楽の使用

構成得点を0点とする。

## 4 団体競技

## P.26 第46条 実施の欠点 (変更と追加)

上記に示していない実施の減点は次の表による。

## 実施欠点基準

「旧」

大欠点	著しく欠けた場合	減点…0.30点
中欠点	欠けた場合	減点…0.20点
小欠点	少し欠けた場合	減点…0.10点
微少欠点	わずかに欠けた場合	減点…0.05点

「新」

著しく欠けた場合	減点…0.50点
大きく欠けた場合	減点…0.40点
欠けた場合	減点…0.30点
少し欠けた場合	減点…0.20点
わずかに欠けた場合	減点…0.10点

※上記に当てはまらないわずかな差は0.05点の差を付けて減点しても良い。

身体 の 動き の 技術	徒手 の 技術	全体を通じて美しい姿勢に欠けた場合	上記欠点基準に準じる
		全体を通じて柔軟性に欠けた場合	
		全体を通じてみぞおちから始まる動きや、その自然性や深さ、大きさに欠けた場合	
		全体を通じて動きの間やアクセントに欠けた場合	
		跳躍の高さに欠けた場合	
		全体を通じて四肢の動きの制御に欠けた場合	
		全体を通じて踵を引き上げた動きに欠けた場合	
		全体を通じて張りや活気にかけての場合	
		全体を通じて運動のつなぎの技術に欠けた場合	

5 個人競技

P.33 第 60 条 構成欠点表 (追加)

項目	内容		
その他	全体を通じて運動量に欠ける。		上記欠点基準に準じる
	全体を通じてまとまりに欠ける		
	構成の途切れ	2 秒以上	その都度 0.20 点
		5 秒以上	その都度 0.50 点
徒手の割合が少ない。		上記欠点基準に準じる	

P.35 第 65 条 実施の欠点 (変更と追加)

上記に欠点を示していない実施の減点は次の表による。

実施欠点基準

「旧」

大欠点	著しく欠けた場合	減点…0.30 点
中欠点	欠けた場合	減点…0.20 点
小欠点	少し欠けた場合	減点…0.10 点
微少欠点	わずかに欠けた場合	減点…0.05 点

「新」

著しく欠けた場合	減点…0.50 点
大きく欠けた場合	減点…0.40 点
欠けた場合	減点…0.30 点
少し欠けた場合	減点…0.20 点
わずかに欠けた場合	減点…0.10 点

※上記に当てはまらないわずかな差は 0.05 点の差を付けて減点しても良い。

身体の動きの技術	徒手の技術	全体を通じて美しい姿勢に欠けた場合	上記欠点基準に準じる
		全体を通じて柔軟性に欠けた場合	
		全体を通じてみぞおちから始まる動きや、その自然性や深さ、大きさに欠けた場合	
		全体を通じて動きの間やアクセントに欠けた場合	
		跳躍の高さに欠けた場合	
		全体を通じて四肢の動きの制御に欠けた場合	
		全体を通じて踵を引き上げた動きに欠けた場合	
		全体を通じて張りや活気にかけた場合	
		全体を通じて運動のつなぎの技術に欠けた場合	